



# 日・メキシコ経済連携協定改正議定書の概要



## 日・メキシコ経済連携協定改正議定書の意義

- ・ 2005年4月発効の日・メキシコ経済連携協定について、同協定に基づき、物品の貿易に関する市場アクセスの条件の更なる改善及び原産地の証明手続の改正（認定輸出者による原産地申告制度の導入）等について定める。
- ・ 本改正議定書により、両国間の貿易の自由化が一層促進され、ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される。

### 改正交渉の経緯

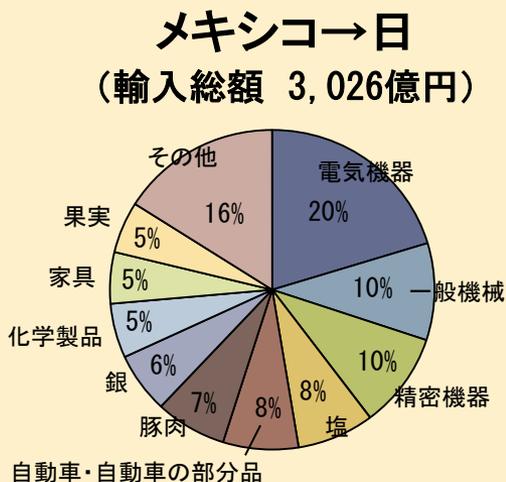
**2005年4月**  
日・メキシコ  
経済連携協定  
発効

**2007年4月**  
市場アクセスの  
条件の改善に  
関する議定書  
発効

**2008年9月**  
改正交渉を  
開始

**2011年2月**  
第6回合同  
委員会で  
実質合意

**2011年9月**  
署名



### 日・メキシコ間の貿易構造

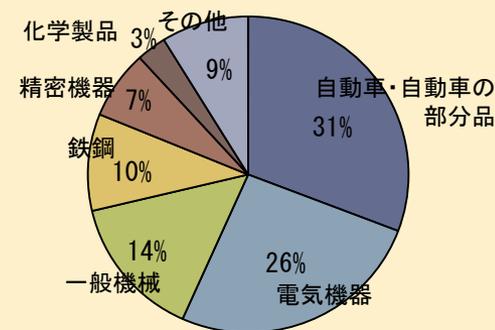
#### 日・メキシコ経済連携協定 発効以降の貿易の増大

貿易総額 (2004年) 7,850億円 → (2010年) 11,261億円

メキシコ→日 (2005年) (2010年)  
豚肉 35,198 t → 40,858 t  
牛肉 7,796 t → 14,272 t  
(調製品を含む。)

日→メキシコ (2004年) (2010年)  
自動車 827億円 → 1,041億円  
自動車の部分品 583億円 → 1,497億円

### 日→メキシコ (輸出総額 8,235億円)



2010年財務省貿易統計

## 【日・メキシコ経済連携協定改正議定書のポイント】

### 1. 市場アクセスの条件の更なる改善

#### 日本側

- 牛肉・豚肉・鶏肉・オレンジ・オレンジジュース：  
2012年～2016年の関税割当数量の拡大・枠内税率の削減
- アガベシロップ<sup>(注)</sup>：2012年～2016年の関税割当ての新設

(注) リゅうぜつらんから作られる果糖水

(パイナップル、デュラム小麦、甘しゃ糖等については、2014年に再協議)

#### メキシコ側

- 自動車部品・インクジェットプリンタ用紙・みかん：  
2012年4月1日に関税撤廃
- りんご・緑茶：2012年～2016年の関税割当ての新設

### 2. 第5章を改正し、原産地の証明の方法として認定輸出者による原産地申告制度を導入する